

平成 25 年 5 月 14 日

建設工事一般競争（指名競争）

入札参加有資格者 の皆様

高知市水道局 総務課

平成 25 年度 入札・契約制度の改正について

高知市水道局では、建設工事にかかる入札・契約制度について下記のとおり改正し、平成 25 年 6 月 1 日（公告日，指名通知日が 6 月 1 日以降のもの）から施行します。

なお，3 については，平成 25 年 4 月 1 日（公告日，指名通知日が 4 月 1 日以降のもの）から適用します。

記

1 一般競争入札の拡大及び予定価格端数処理対象工事の変更（試行）

現在，一般競争入札は，請負対象金額（税込み）3,000 万円以上の工事を対象に実施しておりますが，平成 25 年 6 月 1 日から，土木・建築一式工事においては請負対象金額（税込み）2,000 万円以上，電気・管工事においては請負対象金額（税込み）2,500 万円以上，また，水道施設工事（給配水又は配水管）においては請負対象金額（税込み）2,500 万円以上の工事を対象とします。なお，その他の工事は，これまでどおり請負対象金額（税込み）3,000 万円以上の工事を対象とします。

また，これに伴い，一般競争入札における予定価格の端数処理の対象工事も一般競争入札対象工事に合わせて拡大します。

2 予定価格事後公表の拡大（試行）

(1) 現在，指名競争入札における予定価格については，入札前に公表しておりますが，平成 25 年 6 月 1 日からは，建設工事の指名競争入札において入札後に公表することを試行します。

このことによる入札方法に関しましては，後日，水道局総務課ホームページ等でお知らせします。

(2) 郵便入札（一般競争入札）及び委託業務の指名競争入札の場合は，従来どおり事前公表とします（予定価格が 5,000 万円以上の工事の一部の入札における事後公表の試行は継続します。）

3 総合評価落札方式評価項目及び評価基準に関する改正

主な改正内容は次のとおりです。

(1) 企業の評価 - 企業の技術力 - 同一工種工事優良工事施工者表彰の有無【注 2】

現在，表彰受賞実績は，公告日の属する年度の前年度までの 5 か年度としておりますが，平成 25 年 4 月 1 日からは，公告日の属する年度又はその前年度までの 5 か年度とします。

(2) 企業の評価 - 環境・労働福祉 - 男女共同参画の推進に関する表彰の有無【注 7】

現在，対象年度を指定しておりませんが，平成 25 年 4 月 1 日からは，公告日の属する年度又はその前年度までの 5 か年度とします。

詳しくは，別添「総合評価落札方式評価項目及び評価基準（標準）」をご覧ください。

4 建設工事等に係る指名基準の改定

(1) 指名業者数の変更

建設工事において3,000万円以上を12者以上とする。

委託業務において1,000万円以上を8者、1,000万円未満を6者とする。

(2) 補償工外業務委託に係る指名基準の設定

発注金額に応じた指名要件を設定する。

(3) 指名業者選定の際の考慮事項（運用基準）の変更

ア 工事(業務)成績（成績評定）

年度の評定点の平均が、前2か年度連続で一定点数以上（又は未満）の場合に指名選定において配慮する（又は指名しない）。

イ 労働福祉の状況

賃金・下請代金不払い、社会保険の未加入状況が継続している等、契約相手方として不適当な場合は指名しない、又は指名しないことができるものとする。

ウ 公租公課の滞納状況

公租公課を滞納していると判断された場合は、指名しない。

エ 人材育成の取組状況

人材育成の取組で優良な企業を指名選定において評価する。

詳しくは、別添「建設工事等指名競争入札参加者の指名基準」をご覧ください。

5 事後審査型制限付き一般競争入札実施要領の一部改正

(1) 手持ち工事の要件変更

一般競争入札の拡大（試行）に伴い、同要領第4項第5号ウ(イ)及び第6号ア及びイにおいて手持ち工事として判断する額の変更をします。

(2) 工事成績による参加制限

建設工事等に係る指名基準の改定に伴い、同要領第4項に第7号を追加します。

詳しくは、別添「事後審査型制限付き一般競争入札実施要領」をご覧ください。

以上